

（精神科）訪問看護ステーション（医療保険利用時）料金表

令和6年6月1日施行

I. 訪問看護の利用料 お支払いしていただく料金の単価は下記の通りです。

## ● 基本料金

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） （看護師・理学療法士）	週3回まで(30分未満) 4,250円	週3回まで(30分以上) 5,550円
	週4回まで(30分未満) 5,100円	週4回まで(30分以上) 6,550円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） （准看護師）	週3回まで（30分未満） 3,870円	週3回まで(30分以上) 5,050円
	週4回まで(30分未満) 4,720円	週4回まで(30分以上) 6,050円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） （同一建物住居者） （看護師・理学療法士） 同一日に2人	週3回まで(30分未満) 4,250円	週3回まで(30分以上) 5,550円
	週4回まで(30分未満) 5,100円	週4回まで(30分以上) 6,550円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） （同一建物住居者） （看護師・理学療法士） 同一日に3人以上	週3回まで(30分未満) 2,130円	週3回まで(30分以上) 2,780円
	週4回まで(30分未満) 2,550円	週4回まで(30分以上) 3,280円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） （同一建物住居者） （准看護師） 同一日に2人	週3回まで（30分未満） 3,870円	週3回まで(30分以上) 5,050円
	週4回まで(30分未満) 4,720円	週4回まで(30分以上) 6,050円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） （同一建物住居者） （准看護師） 同一日に3人以上	週3回まで（30分未満） 1,940円	週3回まで(30分以上) 2,530円
	週4回まで(30分未満) 2,360円	週4回まで(30分以上) 3,030円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） （入院中の外泊時）	1回	8,500円

訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円
	2日目以降(1日につき)	3,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	1月に1回	50円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1月に1回	780円

● 病状や条件によっては、以下の料金等が加算されます。

精神科緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650円		
長時間精神科訪問看護加算(週1日を限度)	5,200円		
複数名精神科訪問看護加算(同一建物内2人まで) (看護師と看護師)	1日1回 4,500円	1日2回 9,000円	1日3回以上 14,500円
複数名精神科訪問看護加算(同一建物内3人以上) (看護師と看護師)	1日1回 4,000円	1日2回 8,100円	1日3回以上 13,000円
複数名精神科訪問看護加算(同一建物内2人まで) (看護師と准看護師)	1日1回 3,800円	1日2回 7,600円	1日3回以上 12,400円
複数名精神科訪問看護加算(同一建物内3人以上) (看護師と准看護師)	1日1回 3,400円	1日2回 6,800円	1日3回以上 11,200円
複数名精神科訪問看護加算 (看護師と看護補助員)	同一建物内1人 3,000円	同一建物内2人 3,000円	同一建物内3人 2,700円
精神科複数回訪問加算(1日2回)	同一建物内1人 4,500円	同一建物内2人 4,500円	同一建物内3人 4,000円
精神科複数回訪問加算(1日3回以上)	同一建物内1人 8,000円	同一建物内2人 8,000円	同一建物内3人 7,200円
24時間対応体制加算(1月につき) <sup>※1</sup>	6,520円		
特別管理加算(1月につき)	(Ⅰ) 2,500円	(Ⅱ) 5,000円	
夜間・早朝訪問看護加算 (6時～8時・18時～22時)	2,100円		
深夜訪問看護加算(22時～6時)	4,200円		
退院時共同指導加算	8,000円		
特別管理指導加算	2,000円		
退院支援指導加算(初日の実施日1回限り)	6,000円		
在宅患者連携指導加算(月1回に限り)	3,000円		

在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回 に限り)	2,000円	
精神科重症患者支援管理連携加算 (月1回に限り)	イ 8,400円	ロ 5,800円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円	

● その他の利用料

\* 死後の処置： 15,000円（税込み）

\* 訪問が2時間を超える場合は、30分につき4,000円ずつの加算となります。

\* 基本料金に対して 社会保険・国民健康保険：3割負担

他、各種医療保険：負担割合分

後期高齢者医療被保険者：負担割合分

公費負担医療費受給者証：自己上限分までの支払いある場合あり※2

※1 ①障害者総合支援法による自立支援医療（精神通院医療）

・当ステーションは、「指定自立支援医療機関」の指定を受けています。

・自立支援医療受給者証への記載（利用者の申請による）

自立支援医療受給者により訪問看護ステーションを利用して訪問看護を受ける場合には、支給認定を受け、受給者証の「指定医療機関」の欄に訪問看護ステーション名が記載される必要があります。

受給者証に記載されていない医療機関では、自立支援医療を受けることができません。

また、利用する医療機関を変更する場合にも、支給認定の変更の申請が必要です。

・自己負担上限額管理票

月当たり自己負担の上限額が定められている人には、自己負担上限管理票が渡されます。

利用者は、医療機関等を利用する時に、その都度、受給者証と上限管理票を提示します。

当ステーションでも確認をさせていただきます。

②難病医療

・当ステーションは、「難病指定」の指定を受けています。

・自己負担上限管理票

自己負担上限管理票は、医療機関等を利用する時に、その都度、受給者証と上限管理票を提示します。当ステーションでも確認させていただきます。自己負担上限額に達している場合は、当ステーションでの支払いはありません。

Ⅱ. 交通費 \* 下記の地域は無料です(下記以外の地域は自費となります。金額 100 円/km)

- ・ 西葛西 1~8 丁目
- ・ 中葛西 1~8 丁目
- ・ 東葛西 1~9 丁目
- ・ 北葛西 1~5 丁目
- ・ 南葛西 1~7 丁目
- ・ 清新町 1~2 丁目
- ・ 臨海町 1~6 丁目
- ・ 船堀 1~7 丁目
- ・ 宇喜田町
- ・ 堀江町

☆夜間及び営業時間外、緊急時などで交通機関を利用した場合は、実費を頂きます。

Ⅲ. キャンセル料 \* 訪問の中止、変更等のご連絡は、なるべく前日までにお願いします。

\* 訪問当日午前 9 時までにご連絡がない場合は、利用料の全額負担をして頂く事がありますのでご注意ください。

Ⅳ. お支払方法 \* 当月のご利用請求書は、翌月 10 日頃にお渡しいたします。

\* 翌月に口座自動引き落とし(引落日 27 日)いたします。

\* お支払いを受けた時は、当該利用者に対し領収書を発行いたします。